

## 政権交代と社会保障法学

石橋敏郎(熊本県立大学)

昨年、若い研究者の方々に手伝ってもらって久しぶりに社会保障の教科書を書いてみた。一番苦労したのは、法令改正が行われているにもかかわらず、実際にはその実施が凍結されていたり、しばらくの期間は別の暫定措置がとられていたりしている場合がかなり多かったことである。例えば、児童扶養手当法は、2002(平成 14)年の改正で、父親または母親の就労による自立を促進するために、支給開始月から 5 年を経過したときは、手当額の一部を減額するように改正されたが(同法 13 条の 2)、事実上、無期限延期に似た措置がとられている。離別した父に養育料を支払えるだけの一定額以上の所得がある場合には、児童扶養手当を支給しないとする改正規定(4条4項)についてもしかりである。後期高齢者医療についても、2008(平成 20)年 4 月から実施されるはずであった 70 歳以上 75 歳未満の患者負担を 1 割から 2 割に引き上げる措置も現在凍結されたままである。改正そのものが妥当であったかどうかという議論をしようとしているのではない。教科書を書く際に、「〇〇年に改正された」と記述した後に、さてこの措置は、現在、実際に実施されているのだろうかということ調べて(これもかなり大変である)、括弧書きで(なお現在は凍結中)と最後に書き加える作業がけっこう多くて一苦労であったと言いたいのである。

話は変わるが、2002(平成 14)年 8 月、私は、厚生労働省「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」のメンバーとして、これからの生活保護制度をどうするかを 2 年間にわたり議論して、2004(平成 16)年 12 月にその最終報告書をまとめた。主な提案内容は、老齢加算・母子加算の見直し、自立支援プログラムの創設の 2 つである。このうち、母子加算については、母子家庭がもつ特別のニーズを認めたいうえで、従来のように子供の数に応じて一律に加算していくといった機械的な運用は見直して、「世帯の自立に向けた給付に転換すること」という提案を行った。ところが、「現行の一律・機械的な給付を見直す」という文言が一人歩きしたのか、2005(平成 17)年度から母子加算は段階的に縮減され、2009(平成 21)年度で完全廃止されることになった。しかし、2009(平成 21)年 9 月に誕生した民主党新政権はこの母子加算を旧来の形で完全復活させることを公約とし、同年 12 月にこれが実現された。

母子加算を廃止するとは言っていない専門委員会の報告書を無視して完全廃止した旧政権もどうかと思うが、「機械的な運用を見直して、世帯の自立に向けた給付に転換していく」という報告書の内容をまったく考慮せずに、母子加算を昔の形のまま復活させるという新政権の発想も単純すぎないかと思う。

2010(平成 22)年の暮れも押し迫った頃、政府は、来年度の基礎年金について、国庫負担 2 分の 1 を維持するために、約 2 兆 5000 億円を埋蔵金(具体的には鉄道建設・運輸施設整備支援機構の余剰金など)をもって充てることに決定したと報じられた。財源のやりくりはまかせるとしても、「埋蔵金」頼みの予算充当方式ではすぐに限界が来ることは誰の目にも明らかであろう。

社会保障法学会の会員の皆様とご一緒させていただいて、はや 30 年以上が経過しようとしている。最後に、最近感じていることを記しておきたい。国民の負担感や抵抗感を和らげるための政治的な戦略としては暫定措置や凍結策はありえようが、しかし、他方で、こうした措置は制度を一層複雑化させ、国民の目からは、容易には理解しにくいものになっていることも事実である。また、社会保障制度の持続可能性という重要な課題を実現していくためには、安定した財源をどう確保するかという財政論ないし負担論を避けて通るわけにはいかない。そして何よりも、社会保障とは、政権が変わるたびに給付の内容や金額がこれほどまでに大きく変わってしまうような、そんなものなのだろうかという国民の素朴な疑問にこたえなくてはならない。政権が変わろうとも一定のサービス内容や給付水準は確保されていることが国民の安心感や信頼感につながる。社会保障法学会に課された課題は大きい。